令和６年度　大田区消費生活相談員採用選考（公募）案内

**１　応募受付期間**

令和６年12月11日（水）～令和６年12月24日（火）午後５時（必着）

**２　採用予定人員**

　　１名程度

**３　職務内容**

（１）消費生活全般にわたる相談の受付及び苦情処理に関すること。

（２）消費者教育に関すること。

（３）消費者啓発に関すること。

（４）その他前３号に掲げる職務に準ずると地域力推進部地域力推進課長が認めた消費者行政事務に関すること。

**４　勤務条件等**

|  |  |
| --- | --- |
| 募集職種 | 消費生活相談員 |
| 職の位置づけ | 地方公務員法第22条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の職となります。 |
| 任用期間 | 令和７年４月１日から令和８年３月31日まで  ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、４回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。なお、上記の限度回数に達した後も公募による新たな募集に申し込むことができます。 |
| 勤務場所 | 大田区立消費者生活センター  大田区蒲田5-13-26-101  ※敷地内は禁煙です。 |
| 勤務時間等 | ・１日７時間45分・週４日（週31時間）  ・原則、午前８時30分から午後５時15分まで（休憩時間60分）  ・所定労働時間を超える労働がある場合があります。また、土曜日、日曜日、祝日の勤務（年１回程度）がある場合があります。 |
| 休日 | ・週休日は、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの間につき１日とし、当該１日は命令権者が定めるものとします。  ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。   1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日 2. 年末年始の休日（12月29日から１月３日までの間。ただし①を除く。） 3. 国の行事が行われる日で規則で定める日 |
| 休暇 | 年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。  ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年規則第38号）によります。 |
| 報酬額 | 月額　297,408円（地域手当含む）  ※令和７年３月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き１年以上ある方は、299,808円（地域手当含む）。 |
| 諸手当 | 期末・勤勉手当、通勤手当（相当額、限度額月55,000円）、超過勤務手当（相当額） |
| 社会保険 | 東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。 |
| 公務災害 | 区の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。 |
| 服務 | ・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。  ・営利企業等に従事する場合は、兼業の届出が必要です。  ・大田区の他の会計年度任用職員と兼務はできません。 |

（注）記載されている報酬額等については、令和７年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

**５　受験資格**

次の要件をすべて満たす者とします。

（１）以下に掲げるいずれかの資格を有し、かつ実務経験のある者。

ア　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の

資格

イ　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資

　格

ウ　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

エ　消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定による消費生活相談員の資格

（２）地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者。

【参考】　地方公務員法

第16条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四　[日本国憲法](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-1618012758&CALLTYPE=4&REFID=321100311103A0000000&HANSUU=1'))施行の日以後において、[日本国憲法](javascript:OpenResDataWin('/cgi-bin/D1W_GENPOU/D1W_resdata.exe?PROCID=-1618012758&CALLTYPE=4&REFID=321100311103A0000000&HANSUU=1'))又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を

原因とするもの以外）は受験できません。

**６　選考方法等**

1. 一次選考　筆記（作文）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込期限 | 令和６年12月24日（火）午後5時（必着） | |
| 選考方法 | 作文  ［課題］「消費生活相談員の果たすべき役割及び消費者被害の未然防止に向けて取り組みたいことを具体的に述べてください。」  ※A4判400字詰め横書き原稿用紙で1,000字程度、自筆 | |
| 選考基準 | 作文採点要素 | 主な着眼点 |
| 問題意識 | 職務にあたる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 |
| 論理性 | 記述内容に説得力があるか。  論理に幅広さや深さが感じられるか。 |
| 独自性・表現力 | 自分の言葉で記述しているか。  作文の表現が豊かか。 |
| 一次選考合否通知発送日 | | 令和７年１月15日（水）頃 |

1. 二次選考　面接

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考日 | 令和７年1月24日（金）、27日（月）、28日（火）（予定）  ※具体的な日時は、一次選考合否通知と併せてお知らせいたします。 | |
| 場所 | 大田区立消費者生活センター | |
| 選考方法 | 個別面接(面接時間：20分) | |
| 選考基準 | 面接採点要素 | 主な着眼点 |
| 知識及び技能 | 職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。 |
| 積極性 | 意欲を持って職務に当たることができるかどうか。 |
| 勤勉性 | 真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 |

**７ 合格者の発表方法**

令和７年２月中旬頃、郵送にて通知します。

**８　申込み方法**

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 申込書 | ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。  ・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。（写真裏に必ず記名をしてください。） |
| 資格証明書の写し | ・独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格  ・一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格  ・一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格  ・消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定による消費生活相談員の資格  ※いずれか１点以上 |
| 作文 | ・課題は「消費生活相談員の果たすべき役割及び消費者被害の未然防止に向けて取り組みたいことを具体的に述べてください。」  ※A4判400字詰め横書き原稿用紙で1,000字程度、自筆により記述してください。 |
| 返信用封筒 | 長形３号封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼ってください。 |

（２）提出方法及び申込期限

**令和６年12月24日（火）午後５時（必着）**までに、大田区立消費者生活センターへ郵送または持参にてお申込みください。提出書類は、一切返却いたしません。

（宛て先）　※案内図は次ページ参照

〒１４４－００５２　大田区蒲田５－１３－２６－１０１

大田区立消費者生活センター

**９　個人情報の取扱いについて**

　 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

**10　その他**

1. 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格

を取り消すことがあります。

1. 採用はすべて条件付のものとし、採用後１か月間（採用後１か月間

の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

1. 本選考に合格後、任用までの間に以下に掲げる項目に該当すること

になった場合は、令和７年４月１日の任用は行いません。

ア　業務上の必要がなくなった場合

イ　予算の減少、法令の改正等により廃職又は減員する場合

ウ　能力実証を行う会計年度及びその前会計年度の職員人事評価規程

（平成８年訓令甲第34号）に定める評価者の評価結果が不良である場合

エ　職務の遂行に必要な能力及び意欲を有していることが認められない場合

オ　健康上の問題により業務遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

カ　能力実証を行う会計年度において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条及び職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第６号）に規定する懲戒処分を受けている場合

キ　能力実証を行う会計年度において、正式採用に至らなかった場合

ク　区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合



**申込み・問合せ先**

大田区立消費者生活センター

〒144-0052　東京都大田区蒲田５－13－26-101

電話　03（3736）7711